

第151回奈良県都市計画審議会

平成24年12月20日

1. 開催日時 : 平成24年12月20日(木) 午後2時～4時
2. 開催場所 : 猿沢荘3階 わかくさ
3. 出席者
委員 : 斎藤会長、川村委員、今井委員、北口委員、磯田委員、増井委員、稲山委員、池田委員(代理)、小栗委員(代理)、小林委員(代理)、大黒委員(代理)、谷本委員(代理)、原山委員(代理)、辻本委員、中野委員、藤野委員、太田委員、奥山委員、保井委員、小林委員、松本委員
4. 公開状況 : 傍聴者0名
5. 議案 : 第1号議案 大和都市計画道路の変更について
【大和中央道の変更】
第2号議案 大和都市計画道路の変更について
【大和田紀寺線の変更】
第3号議案 大和都市計画道路の変更について
【高山富雄小泉線の変更】
第4号議案 大和都市計画道路の変更について
【九条北矢田線の廃止】
第5号議案 大和都市計画道路の変更について
【郡山生駒線の変更について】
第6号議案 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について【奈良市 七条西町地区】
第7号議案 大和都市計画道路の変更について
【石木城線の追加について】
第8号議案 大和都市計画道路の変更について
【宇太大字陀線の変更】
報告 : ○大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の数値の変更について
6. 議事内容 : 下記のとおり

【齋藤会長】 齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

都計審の委員の皆様には大変お忙しい中、また大変寒い中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから第151回奈良県都市計画審議会の議事に入りたいと存じます。委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご意見、またご質問を賜りたいと思います。

まず、本日の議事録署名者ですが、私から指名させていただきます。川村委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は傍聴希望者はおられないと聞いております。それでよろしいでしょうか。

報道関係者はいらっしゃると聞いております。これから議案の審議に入りますので、撮影等をご遠慮いただきたいと思います。

本日の議案はお手元に配付しておりますとおり、審議事項が8件ございます。

それでは、第1号議案、大和都市計画道路の変更について、大和中央道の変更、第2号議案、同じく大和田紀寺線の変更、第3号議案、同じく高山富雄小泉線の変更、第4号議案、同じく九条北矢田線の廃止、第5号議案、同じく郡山生駒線の変更ですが、この5件の議案は相互に関連しておりますので、一括してご審議をお願いしたいと存じます。

議案の内容につきましては事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 都市計画室の杉分と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、1号議案から5号議案までご説明いたします。この1号議案から5号議案までは都市計画道路の見直しに伴う路線の廃止及び変更でございまして、一括して説明いたします。

なお、お手元の議案書に審議会会長よりの付議案提出、知事からの審議会会長への付議依頼及びおのおの都市計画の内容、理由書をまとめており、参考資料集にはおのおのの計画図と参考資料をまとめております。ご説明には前のスクリーンを中心にさせていただきます。

まず、1号議案から5号議案までの全体の説明をさせていただきます。

廃止及び変更対象路線は、奈良市及び大和郡山市にまたがった地域でございます。周辺の方況でございますが、黒の着色が供用中の道路でございまして、国道24号でございます。赤の破線が現在事業中の京奈和自動車道、大和北道路でございます。続きまして、国道308号大宮道路、県道奈良生駒線阪奈道路、第二阪奈有料道路、県道枚方大和郡山線、大和中央道、以上でございます。

まず最初に、廃止路線から説明させていただきます。

黄色で示しておりますものでございます。1番の大和中央道でございますが、宝来から大和郡山市城町までの3.7キロ、4車線でございます。

2番目の大和田紀寺線でございます。奈良市大和田町から八条町、約4.8キロの4車線でございます。

3番目の高山富雄小泉線でございます。奈良市中町から大和郡山市矢田町までの約2.9キロの4車線道路でございます。

続きまして、4番目の九条北矢田線でございます。大和郡山市九条町から矢田町、延長が4.1キロの2車線でございます。

続きまして、郡山生駒線、大和郡山市矢田町地内でございます。延長が約1.3キロ、2車線の道路でございます。

あと、6番の高山富雄小泉線の変更につきましては、後ほどご説明させていただきます。

都市計画道路の見直しの背景について説明いたします。

県内の都市計画道路の現状といたしましては、奈良県には398路線がありまして、総延長は911キロメートルでございます。整備率は約48%となっております。全国平均の58%に比べまして低い状況でございます。これらの都市計画道路は昭和30年から40年の高度経済成長期に多くが都市計画決定されております。都市計画決定道路の見直しの必要性についてでございますが、まず、社会情勢の変化への対応が上げられます。奈良県では、人口が平成12年の144万人をピークにいたしまして年々減少しております。平成42年には118万人まで人口が減少していくと予想されております。

また、将来交通量推計の見直しでは、国が平成20年に公表いたしました平成42年の全国の自動車交通量の推計は初めて減少に転じまして、平成14年の推計に比べまして13%下方修正されております。同様の推計で、奈良県内では平成42年度の自動車交通量の推計は、平成17年の実績値に比べまして約2割減少するという結果が出ております。

このほかにも、見直しを行う必要性といたしましては、長期にわたる建築制限への対応が上げられます。道路の都市計画が定められた区域内では建築物の建築が制限されておりまして、事業が未着手の状態が長く続きますと、区域内の土地所有者にはこの建築制限を受け続けることとなります。

そこで、県は平成22年7月にこの都市計画審議会でもご意見をいただき、都市計画道路の見直しガイドラインを策定いたしました。未着手都市計画道路の見直しを進めてまい

りました。これは、未着手となっている都市計画道路の必要性を検証する視点や検討方法を示したものでございます。

1番目の、見直し検討対象路線といたしましては、事業中の路線は除きまして、おおむね現道がない未着手の区間を見直しの対象としております。

2番目の、見直しの視点といたしましては、自動車、歩行者、まちづくり計画の3つの観点から必要性を検証することとしております。

見直しの検討フローといたしましては、3つの観点について必要性を検証し、いずれの観点からも必要性が認められない都市計画道路は原則廃止することとしております。また、いずれかの観点から必要性が認められる路線は原則存続。次に、沿線のまちづくり計画を踏まえまして代替手段を検討し、都市計画道路を整備しなくても、ほかの手段でその機能が代替できる場合におきましては、都市計画道路は原則廃止することとしております。

次に、このガイドラインの考え方を踏まえて行いました大和中央道ほか4路線の見直しについてご説明いたします。

県では、平成21年8月に4車線広域幹線道路としての必要性を全県的に見直しました。その中で、見直すことを公表しました大和中央道、大和田紀寺線につきましては、都市計画道路としての必要性の検証を進めてまいりました。一方、平成23年度に県立奈良病院を奈良市六条山地区に移転整備することとし、この新病院へのアクセス道路を新たに整備する方針といたしました。これらを踏まえまして、この地域の都市計画道路のあり方について検討を行いました。

見直しの検討方法についてご説明いたします。対象区間につきましては、必要性を判断するに当たりまして、ガイドラインの必要性の検証項目をさらに具体的に設定いたしまして、必要性が認められることとなった路線は代替性の考え方に沿って代替可能性を検証いたしました。

まず、自動車の交通機能に関する必要性検証項目といたしましては、通行機能、アクセス機能、円滑性、安全性、交通結節点利用という分類を行っております。例えば通行機能の円滑性では、当該路線の現道が混雑しているか、奈良県みんなでつくる渋滞解消プランにおける渋滞が著しい箇所としての位置づけがあるかなど、具体的な検討項目を設定いたしました。また、代替性の考え方では、交差点改良等の速効対策が明確かどうかとしました。

次に、歩行者の交通機能では、通行機能と滞留機能という分類を行っておりまして、例えば連続性の具体的な検証項目といたしましては、奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドラインの中でサイクリングルートに位置づけられているか等を設定し、検証いたしました。

3つ目の、自治体のまちづくり計画との整合性に関する必要性検証項目といたしましては、市街地形成機能、防災空間機能、環境空間機能、収容空間機能という4つに分類を行っておりまして、例えば骨格形成の具体的な検証項目といたしましては、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備地内への都市計画道路としての位置づけがあるか等を設定し、検証いたしております。

以上のような見直し作業の結果に基づきまして、今回の議案を付議させていただいております。

それでは、おのおのの廃止路線の内容について説明いたします。

第1号議案、大和中央道の変更、区間の廃止でございます。

大和中央道は奈良市押熊町から大和郡山市額田部南町までの4車線の都市計画道路でございます。昭和39年に大和郡山市域、昭和41年に奈良市域が都市計画決定されまして、この2路線が統合される形で昭和48年に大和中央道として都市計画変更されております。平成21年、広域幹線道路の見直しを行いました結果、当該路線の整備を行わない場合でも京奈和自動車道、国道24号や並行する県道枚方大和郡山線で広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であることから、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。

見直しガイドラインに沿って必要性を検証しました結果、現行の4車線の都市計画道路はいずれの観点からも必要性が認められないために、奈良市宝来町から大和郡山市城町間の約3.7キロを廃止いたしたいと考えております。また、これに伴い、大和中央道は2区間となります。その南側の区間の標準幅員を変更するものでございます。

第2号議案、大和田紀寺線の変更、区間の廃止でございます。

大和田紀寺線は奈良市大和田町から南紀寺町までの4車線の都市計画道路でございます。昭和13年に都市計画決定されまして、昭和41年に変更されました後、平成4年に大和田紀寺線として都市計画変更されております。平成21年、広域幹線道路の見直しを行いました結果、当該路線の整備を行わない場合でも並行いたします県道奈良生駒線、国道308号大宮通り線及び県道奈良大和郡山斑鳩線、城廻り線等の道路が広域幹線道路として

の機能を受け持つことが可能であることから、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となりました。

見直しガイドラインに沿って必要性を検証いたしました結果、現行の4車線の都市計画道路はいずれの観点からも必要性が認められないため、起点から国道24号の4,810メートル間を廃止したいと考えております。また、起点の変更に伴いまして、国道24号から東側の路線名称を変更いたしたいと考えております。

第3号議案、高山富雄小泉線の変更についてでございますが、まず、区間の廃止を説明いたします。区間の変更は後ほど説明いたします。

高山富雄小泉線は、生駒市高山町から大和郡山市小泉町までの4車線道路でございます。昭和39年に大和郡山市域で都市計画決定されまして、その後、奈良市域及び生駒市域においても都市計画決定されております。その後、平成4年に高山小泉線といたしまして都市計画変更されております。

都市計画道路としての必要性を見直しました結果、今後、周辺での新たな開発も見込めず、将来交通量が大幅に減少すると予測される中、当該路線の整備を行わない場合でも並行する県道枚方大和郡山線が4車線で整備されることで当該路線の機能を受け持つことが可能と考えております。また、県見直しガイドラインに沿って必要性を検証しました結果、いずれの観点からも必要性が認められないために、奈良市中町から大和郡山市矢田町間の約2,830メートルを廃止したいと考えております。したがって、高山富雄小泉線は2つの区間となります。

第4号議案、九条北矢田線の廃止についてでございます。

九条北矢田線は大和郡山市九条町から大和郡山市矢田町までの延長約4,100メートルの2車線の都市計画道路でございます。昭和39年に都市計画決定されまして、平成4年に九条北矢田線として都市計画変更されております。

都市計画道路としての必要性を見直しました結果、将来交通量が大幅に減少すると予測されます中で、当該路線の整備を行わない場合でも並行いたします県道奈良大和郡山斑鳩線―城廻り線でございます、県道枚方大和郡山線及び県道矢田寺線、郡山生駒線が当該道路の機能を受け持つことが可能と考えております。

また、県の見直しガイドラインに沿いまして必要性を検証いたしました結果、現行の都市計画道路はいずれの観点からも必要性が認められないため、九条北矢田線全線を廃止したいと考えております。

第5号議案、郡山生駒線の変更についてでございます。

区間の廃止でございます。郡山生駒線は、大和郡山市高田町から矢田町までの2車線の都市計画道路でございます。昭和39年に都市計画決定されておりました、昭和46年に都市計画変更されております。

都市計画道路としての必要性を見直いたしました結果、当該路線の整備を行わない場合でも事業未着手区間の周辺では県道矢田寺線が当該区間の機能を代替することが可能であると考えております。また、生駒市域とつながる道路計画もございません。今後、周辺での新たな開発も見込めない状況でありますことから、当該区間は都市計画道路としての必要性を有していないと考えております。

また、県の見直しガイドラインに沿って必要性を検証いたしました結果、現行の都市計画道路はいずれの観点からも必要性が認められないため、高山富雄小泉線との交差点部から終点までの1,320メートルを廃止したいと考えております。また、終点の変更に伴いまして、路線の名称を変更したいと考えております。

続きまして、都市計画の手続について説明いたします。

今年の7月31日から10月12日にかけて地元説明会を開催しております。10月23日から11月6日、この間の2週間でございますが、都市計画の案を縦覧いたしておりまして、この間に意見書をいただいております。また、関係市であります奈良市及び大和郡山市で意見照会を行っております、ご意見をいただいております。

これらの都市計画手続の前に、素案につきましてパブリックコメントを実施いたしました。これは、地域の道路網の再検討であるため、都市の構造に大きな影響を及ぼすと考えておりました、丁寧に手続を進めることとしたものでございます。7号議案も含めました地域全体の都市計画道路の見直しに対しまして、4通、10件のご意見をいただきました。

地元説明会の概要についてでございますけれども、1号から5号議案について8回開催しております、延べ約361名の方にご出席していただいております。

地元説明会でのご意見でございますが、66意見ございました。その内訳といたしましては、必要性に関するものが27件、地域内道路の整備に関するものが19件、都市計画の手続に関するものが5件、その他15件でございます。

次に、意見書の概要についてでございますが、10月23日から11月6日までの都市計画案の縦覧期間中に5通の意見書、11件の意見をいただいております。その内訳といたしましては、道路の必要性に関するものが7件、地域内道路の整備に関するものが4件

と考えております。詳細につきましては後ほどご説明させていただきます。

続きまして、先ほど3号議案、高山富雄小泉線の廃止の区間について説明いたしました
が、これから変更区間について説明いたします。

都市計画を変更する背景についてでございます。県道枚方大和郡山線は生駒市内と大和
郡山市内を結ぶ広域幹線道路でございます。おおむね4車線で整備されております。奈
良市中町周辺のみが2車線となっております。部分的に狭くなっており、広域幹線道路
のミッシングリンクとなっております。そのことから、砂茶屋橋東詰交差点付近では渋滞
が発生している状況となっております。また、新県立奈良病院へのアクセス道路としての
利用が期待できるものと考えております。

都市計画変更の概要でございます。今回変更を考えておりますのは、枚方大和郡山線の
第二阪奈有料道路から北側の奈良市中町地内の約1,330メートルの区間でございます。
道路区分が第4種第1級、標準幅員22メートルの4車線道路でございます。変更の内容
といたしましては、画面の黄色い区間を枚方大和郡山線の4車線区間に接続するように、
赤色の線形に変更したいと考えております。これに伴いまして、中町地内の延長を約95
0メートルから約1,330メートルに変更いたしたいと思っております。

なお、都市計画決定は行いませんが、画面の緑色で示しておりますが、砂茶屋橋東詰交
差点でまとめまして交差点処理を行い、南側に橋梁を整備することにより、富雄川の両岸
で整備されている区間に接続する予定でございます。

こちらは今回の都市計画変更区間を拡大したものでございます。富雄川の位置がござい
まして、県道枚方大和郡山線を北側から南下してきますと、中町のところまでが4車線で
完成しております。南から北上してきますと、第二阪奈道路の位置までが4車線でできて
おります。この間の現道でございますけれども、中町から第二阪奈の区間でございますが、
富雄川沿いに2車線の道路が通っております。先ほどの都市計画変更区間の1,330メー
トル、赤の区間はこの位置になって、ここを4車線化したいという計画でございます。

標準横断図でございます。1車線当たり3.25メートルの4車線道路でございます。
南側と北側に3.5メートルの自歩道を設置いたします。全幅が22メートルの道路となり
ます。

続きまして、整備効果でございますが、次の3点が考えられます。西名阪自動車道や京
奈和自動車にアクセスする広域幹線ネットワークを構築することができます。また、砂茶
屋橋東詰交差点の渋滞を解消しまして、円滑な交通を確保することができます。3番目で

ございますが、新県立奈良病院へのアクセスルートを確保しまして、緊急搬送における速達性を図ることができます。

環境への影響についてご説明いたします。環境影響予測を実施しました結果、大気質、騒音、振動のすべてにおきまして環境基準を満足する結果が得られております。

まず、大気質についてでございますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質につきましては、それぞれ予測値が環境基準値を下回っております。

次に、騒音についてでございますが、昼間、夜間とも予測を行っておりますが、それぞれ環境基準を下回っております。

また、振動につきましても、昼間、夜間で予測を行っておりますが、どちらも環境基準を下回っております。

都市計画の手續について説明いたします。今年10月に2回、地元説明会を行っておりまして、10月23日から11月6日の2週間、都市計画の案を縦覧いたしております。その間に意見書をいただいておりますが、また、関係市であります奈良市へも意見照会を行っておりまして、奈良市からも意見をいただいております。

地元説明会の概要についてでございますけれども、今年の10月6日と12日の2回開催しております。延べ約79名の方に出席していただきました。地元説明会におきましては33件の意見をいただいておりますが、その内訳といたしましては、道路のルート・計画に関するものが19件、都市計画の手續に関しますものが9件、事業の進捗に関しますものが2件、その他3件でございます。

次に、意見書の概要についてでございますけれども、10月23日から11月6日の間に、都市計画案の縦覧期間中でございますが、2通の意見書をいただいております。6件の意見をいただいたと考えておりまして、その内訳といたしましては、道路のルート・計画に関するものが5件、その他が1件でございます。

次に、第1号議案から第5号議案までの意見書の要旨と、それに対します県の考え方を説明させていただきます。

参考資料集1をごらんいただきたいと思っております。1-34ページをごらんください。パブリックコメントの実施結果でございます。

次の1-35ページにはその概要をまとめておりまして、7号議案のアクセス道路の意見を除きますと9件の意見をいただいております。

あと、内容説明は省略させていただきますが、1-36ページから1-40ページまで

は、いただいた意見と、それに対する県の考え方を添付しております。

次の1-41ページからは、8回開催いたしました地元説明会の概要をまとめております。おのこのいただきました質問に対しまして説明した概要を取りまとめております。

次に、1-59ページをごらんいただきたいと思います。縦覧期間中にいただきました意見書の要旨を取りまとめておりますので、説明させていただきます。

まず、大和中央道に関することをございますけれども、必要性についてということでありまして、1番の意見といたしましては、大和中央道は、現状は家屋が密集しておりまして、整備には立ち退き料だけでも莫大な費用を要する。

2番目の、大和中央道の整備は、住宅地内を4車線道路が貫くことで生活環境の悪化を招くことになるという賛成意見をいただいております。

続きまして、必要性についてということの3番目の意見でございますけれども、大和中央道の一部は未整備区間を残すのみで、もう少し努力すれば「けいはんな」地区までの利便性が増し、将来のリニア新駅を含めた計画にも対応できるという意見でございます。県といたしましては、大和中央道の廃止予定区間の整備を行わない場合でも並行する県道枚方大和郡山線や京奈和自動車道、国道24号が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能と判断しております。

4番目の意見でございますけれども、将来、大和中央道を北から南下すると阪奈道路までしか完成していないので、その先、南下するルートがわからない状態になるという意見でございますが、県といたしましては、大和中央道の国道308号、阪奈道路から北側の区間につきましては奈良市において整備する予定でありまして、国道308号よりも南側の廃止予定区間の整備を行わない場合でも、京奈和自動車道、国道24号や並行いたします県道枚方大和郡山線が広域幹線道路としての機能を受け持つことは可能と判断しておりまして、南下してきた車両に対しては道路表示等で適切に誘導したいと考えております。

続きまして、5番目の意見でございます。5、6、8と続けて説明します。将来、交通量が少なくなるのであれば、大和中央道は廃止ではなく、2車線として都市計画変更すべきという意見でございます。6番目の、地区内を担う道路としては奥柳登美ヶ丘線を延伸し、六条2丁目、3丁目の道路と接続する必要がある。8番目の意見でございます。当地区からは京奈和自動車道へのアクセスは少なく、現在の枚方大和郡山線は狭い区域が多く、利便性に欠けるという、この3つの意見に対しましてでございますが、県といたしましては、大和中央道が整備されない場合は周辺の市道に一部混雑する区間が残されるため、安

全、円滑な通行、良好な市街地環境形成の観点から、地区内交通を担う道路が必要であると整理しております。地区内交通を担う道路の整備につきましては、奈良市におきましてこの地域全体のまちづくり計画を踏まえた上で整備方針を検討していただいているところでございます。

現在、奈良市は2車線の都市計画道路を新たに整備するのではなく、地区内交通を担うための小規模な道路改良を検討する方針と聞いております。県道枚方大和郡山線の中町付近の2車線区間につきましては、大和中央道の廃止と同時に4車線化の計画決定を行いまして整備していく予定でございます。

7番目の意見でございますが、県道枚方大和郡山線から東に抜けるのに最短のルートは国道308号を通り奈良市宝来へ至るルートであるが、国道308号は1車線で道が狭い道路であるため、最低でも狭隘区間の拡幅、もしくはバイパス整備が必要であるというご意見でございますが、県といたしましては、県道枚方大和郡山線から東への広域的幹線道路ネットワークを構成する路線といたしましては県道奈良生駒線、阪奈道路と考えているところでございます。

続きまして、1-60ページをごらんください。高山富雄小泉線及び九条北矢田線に關しましての意見でございます。

必要性についての意見でございますが、1番の反対意見でございます。大和郡山市の西部地域の都市計画道路がなくなると、周辺地域とのネットワークが形成されずに基盤整備の空白地帯となるというご意見でございますが、県といたしましては、九条北矢田線、高山富雄小泉線につきましては県道枚方大和郡山線が4車線で整備されることや、県道奈良大和郡山斑鳩線、城廻り線、県道枚方大和郡山線及び県道矢田寺線が両路線の機能を受け持つことが可能と考えておりまして、都市計画の廃止が妥当と考えております。

続きまして、2番、3番の意見でございますが、2番、公共施設以外のところは歩道もなく、車道も狭く、歩行者の安全はもとよりネットワークの形成がされていないために、自動車交通、歩行者の安全対策、地域の活性化につながる基盤整備と地域内外のネットワークの確保が必要である。3番目の意見でございます。都市計画道路の廃止をすれば、日常生活、災害時や医療の緊急車両が少しでも早く通行できる道の確保と地域活性化につながる道路ネットワークを確保するために、新規路線の整備を要望するというご意見でございます。県といたしましては、市街化調整区域である当該地域の地区内交通を担う道路をどのように計画し、また整備していくかにつきましては、大和郡山市の役割と考

えております。

次に、1-61ページをごらんください。高山富雄小泉線につきまして、中町工区でございますが、ルート・計画に関しまして1番の意見でございます。変更前の路線で道路を通してほしいという地区の方々の強い要望があるにもかかわらず、なぜ線形を変更するのか理解できない。線形を少し変更して接続をスムーズにするのがよいのでは。砂茶屋交差点東の構造が非常に複雑な構造になるので、慢性的な渋滞が発生するのではというご意見でございますけれども、県といたしましては、接続する北側が富雄川の左岸に4車線で完成しております。接続する南側につきましては、砂茶屋交差点が上下線に分離して2カ所の交差点で処理しておりますために交差点容量が現在不足しております、渋滞が発生している状況でございます。このことから、交差点をコンパクトにするために富雄川の東側に集約する案としております。この交差点を富雄川の西側で集約いたしますと、第二阪奈有料道路高架部の橋脚が支障となりまして、また富雄川を2回渡る橋梁の設置が必要となります。側道の一部を利用することにつきましては、複雑な交差点となりますために、縦覧に供した交差点を東側に集約する案が妥当と考えております。

2番目の件でございますが、騒音防止と目隠しのため、自歩道に植樹をしてほしいというご意見でございますが、騒音防止という観点におきましては、事前に環境への影響を予測しております、環境基準を満たす結果となっております。目隠しという観点につきましては、事業を進める中で皆さんのご意見を伺いながら、その対応について検討していきたいと考えております。

3番目のご意見でございます。現在の富雄川沿いの県道は砂茶屋交差点から中山間で1車線に減らし、富雄川方向か郡山方向のどちらかを一方通行にするというご意見でございますが、県といたしましては、旧道となる県道の扱いにつきましては、事業を進める中で地元の皆さんのご意見を伺うとともに、奈良市及び県警の関係機関と協議いたしまして調整していきたいと考えております。

4番目のご意見でございます。大きな楠木を地区のシンボルとして残したい、大きな楠木の北側に線形を変更してほしいというご意見でございますが、線形を北側に変更いたしますと道路が集落の中を通りまして、地域を分断することになります。移転対象家屋が増加することから、縦覧に供しました案が妥当と考えておりまして、また、楠木については残ることとなります。

5番目の意見でございます。現在、年金生活で余裕がなく、高齢であり、現在の場所か

ら離れて生活することはできない。そのため、用地買収には応じられません。四方、水田にもかかわらず、我が家を中心に立ち退きを迫られるのは我慢できません。案として、トンネルをつくってでも線形してほしいというご意見でございますが、線形につきましては河川等、地形の制約、また家屋への影響、安全性、道路構造令の基準、事業コスト等を勘案して選定しております。当該箇所につきましては、南側の現道から北側の山まで家屋が一行に連担してございまして、導入空間がない状況となっておりますことから、今述べました選定条件を勘案いたしまして、縦覧に供した案が妥当と考えております。補償につきましては、県の補償基準に基づきまして適正に補償したいと考えております。また、補償の考え方につきましては、地権者の方に十分に説明をいたしまして、ご協力いただけるよう努力していきたいと考えております。

次に、1－65ページをごらんください。奈良市から大和中央道、大和田紀寺線の廃止につきまして意見をいただいております。意見でございますけれども、廃止はやむを得ないが、本市の奈良国際文化観光都市建設審議会で、「広域幹線道路として整備する必要がなく、廃止となる大和中央道及び大和田紀寺線の一部区間においては、周辺の地区内交通を担う道路の部分的改良を行うこととされているが、現在の交通状況及び今後の交通量の変化等に対処できるのか危惧される」との意見が付されております。市としても、それを受けまして改良計画の充実等に取り組むこととしており、県においても連携・協力をなされたいという内容でございます。

市国都審の意見にあります地区内道路を担うような道路に関しましては、県におきましても見直し作業の結果、大和中央道、大和田紀寺線が整備されない場合、周辺の市道に一部混雑する区間が残されるため、安全、円滑な通行、良好な市街地環境形成の観点から、地区内交通を担う道路が必要であると整理してございまして、パブリックコメントで公表いたしました。そのため、地区内交通を担う道路をどのように計画し、整備していくかにつきましては、基本的に市町村、奈良市の役割であると考えており、市道の拡幅や2車線の都市計画道路を新規決定する等の方法につきまして、奈良市と積極的に協議、調整を行ってきたところでございます。

その結果、奈良市からは、2車線の都市計画道路を新たに整備するのではなく、まずは現道の道路幅員の著しく狭い箇所の対策を行うという局所改良に取り組みつつ、今後の対応を考えていく方針と聞いております。県といたしましては、近鉄西ノ京駅からの市道につきまして、新県立奈良病院へのアクセス等に関係いたしますことから、歩行者等の安全

を確保するために、交差点改良や現道の歩車分離対策等を市と連携して取り組んでおりまして、地元自治会とも協議を進めているところでございます。

次、1－66ページをごらんください。大和郡山市からは4路線の廃止につきまして意見をいただいております。変更案のとおり決定し、路線廃止に伴う生活道路の整備等の地元要望については、事業の進捗が図れるよう、十分な協議、調整を望みますという意見をいただいております。県といたしましては、生活道路の整備等の地元要望につきましては地域内交通を担う道路をどのように計画し、整備していくかは、基本的に市町村、大和郡山市の役割と考えておりますが、その検討、今後の事業の進捗につきましては市と十分に協議、調整を行っていきたいと考えております。

もう1点、4路線の廃止及び石木城線共通といたしまして、県・市、おのこの行政の役割が十分発揮でき、都市計画の構築の起因となる今回及び将来の変更であることを望むといった意見をいただいております。都市計画道路の見直しは都市の将来像を踏まえ、影響する地域全体としての配置や規模等の検討を行うものであり、都市計画法では国道、県道、自動車専用道路に係るものは県が、その他の道路については市町村が定めることとされております。市町村が定める都市計画道路につきましては、広域的な見地、県が定める都市計画との整合性の観点から県との協議が必要とされておきまして、県が定める都市計画道路につきましても沿線市町村のまちづくりに大きく影響を与えることから、その見直しにつきましても市町村の意見を十分に反映させることが必要であります。

これらのことから、市町村と県が十分な連携、調整を図りつつ、都市計画の手続を進めることとしております。これらの都市計画変更は、将来の人口減少や高齢化が進行する社会に対応する都市計画の構築に効果を発揮するものと考えております。

以上で1号議案から5号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。

議案の内容は以上のとおりでございます。本件につきましてご意見、ご質問等があればご発言をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

今井委員、どうぞよろしく申し上げます。

【今井委員】 大和中央道を廃止するというところです。そこで大宮道路とか奈良生駒線あたりのルートも代替機能としてとらえるということなんですけれども、全体としてのネットワークで、かなり現時点でも渋滞が起こりつつある旧の阪奈道路、そのところに

かなり負担がかからないかなという印象、現在の渋滞状況から見ますとそういうふうにし危惧されますので、そのあたりもシミュレーションをされてきちっとこういう提案をされてきていると思いますので、そのご説明をお願いしたいと思います。

【斎藤会長】 東西道路と南北の交差する場所に負担がかからないかというご質問ですが、いかがですか。

【事務局】 ご質問のことでございますけれども、21年の全体の広域幹線道路のネットワークの中では、当然、どの程度迂回をしてもこの道路を使うのかということで、そういうネットワークを構成して、大和中央道の場合は十分京奈和自動車道や国道24号、それから県道枚方大和郡山線で対応していけるということで、まずは全体の交通容量とかについて整理をしております。その上で、現在の渋滞に対しまして、そのことについてどう対応していくのかというお話かと思っておりますけれども、全体として将来の交通容量の中では渋滞問題も含めて当然検討しているんですけれども、現実的には、ご存じかとは思いますが、県として渋滞解消プランをつくってございまして、県民のアンケート等も踏まえて渋滞の著しい箇所から速効対策ということで、例えば交差点の改良ですとか、あるいは案内板の設置ですとか、そういう必要な速効、ソフト対策をやる。と同時に、長期的にバイパス的な整備が必要な場合とかについてはそういうことで対応していくということで、全体のネットワークの中で、当然、交通容量の中でそういう渋滞問題も考慮して、具体的などころの解消策としてそういう形で取り組ませていただいていると思います。

【今井委員】 関連して、大和田紀寺線の道路の代替機能もそちらのほうに、当然そうなると思われるんです。そうすると、旧の阪奈道路が地域の幹線道路で、先が立体化されて、かなりの交通量が主軸で、今現在、そのあたりは渋滞がないと思うんですけれども、それぐらい交通量が増えているように思われるんです。その代替をさらにさせていくというあたりで、大和田紀寺線、その道路の東西も廃止ということですので、少しそのあたりを、随時改善されていくと思うんですけれども、十分ネットワークを考慮して改善していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【斎藤会長】 では、お願いいたします。

【事務局】 大和田紀寺線で横の渋滞問題の解消につきましては、先ほども申し上げました渋滞解消プラン等では、特にこの区間とかが渋滞が著しいということで、車線を引きかえるとかで、特に右折の処理とかで問題になっていますので、対応を始めているところ

あと、全体に、幹線道路部の渋滞ということではないんですけれども、このエリアの地区内交通を担うという意味では、奈良市さんで西ノ京六条線ということで整備をされておりまして、都市計画道路ではありませんけれども、地区内の交通を処理するという対応策もあわせて、このエリアでは横の交通処理という意味では改善に取り組んでいるところで

【齋藤会長】 どうもありがとうございました。

【今井委員】 ありがとうございました。

【齋藤会長】 東西軸で、特に阪奈道路に少しロードが大きくなり過ぎるのではないかとご質問がありました。城廻り線の近代化が比較的大きな代替的な交通量の機能を持つのではないかと、そのあたりを。

【事務局】 会長からご指摘いただきましたが、大きな幹線といたしましては今ご指摘がありました城廻り線、近鉄線と今、平面交差をしておりますけれども、その部分を今立体化しておりまして、病院のアクセスルートでもありますので、円滑な交通処理ができるように取り組んでいるところでございます。

【齋藤会長】 どうもありがとうございました。よろしゅうございますか。

ほかに何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようですので、これで質疑を終了し、お諮りいたします。

本議案を承認することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【齋藤会長】 ありがとうございました。それでは、ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては原案どおり承認されました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、第6号議案、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について、奈良市七条西町地区、それから第7号議案、大和都市計画道路の変更について、石木城線の追加ですが、この2件は相互に議案が関連しておりますので、一括してご審議をお願いしたいと存じます。

それでは、議案の中身につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 第6号議案、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について説明させていただきます。

お手元に議案書、参考資料2をお配りしておりますが、前のスクリーンで説明させてい

たきます。

対象地区は奈良市七条西町地区でございます。この6号議案は新県立奈良病院の事業区域等の市街化区域編入を行うものでありまして、次の第7号議案、大和都市計画道路石木城線の追加は、新県立奈良病院へのアクセス道路の整備でございますので、一括審議をお願いいたします。

位置図をご覧ください。今回、市街化区域編入を予定しております区域は、赤で囲まれておりますところでございます。奈良市の南西部、大和郡山市との市境界に近接しておりまして、現在の県立奈良病院から南に約2キロ、近鉄西ノ京駅から西に約1.5キロに位置しておりまして、広域幹線道路であります県道枚方大和郡山線に接しております。区域の北側、東側、南側は既成の住宅市街地が広がっております。

次に、計画図をご覧ください。赤線で囲まれました市街化調整区域約18.2ヘクタールを市街化区域に編入を予定しております。約18.2ヘクタールのうち、約12.9ヘクタールは都市計画道路を含む新県立奈良病院の事業区域、黄色で囲まれた区域でございます。残り約5.3ヘクタールは民有地でございます。変更区域の南西には登弥神社がありまして、その社叢林も含めまして区域外としております。

なお、区域内には第1号、第2号議案でご審議いただきました、廃止を予定しております都市計画道路の大和中央道、大和田紀寺線がございます。

本区域は昨年5月の線引き定期見直しにおきまして特定保留区域に位置づけられております。特定保留区域とは、計画的な市街地整備の実施が明らかになった時点におきまして、農林漁業等との必要な調整を行った上で、随時に市街化区域に編入することができる区域のことでございます。

上位計画における位置づけについてでございます。奈良県都市計画区域マスタープランにおいては、高度医療拠点病院の設置等により県民が安心できる医療体制を構築し、その周辺を含めて医療・福祉・健康づくりの観点から必要な機能を集積することにより、県民が生き生きと暮らせ、また高齢者等が健やかに暮らせるまちづくりの実現を図ると定めております。また、奈良市都市計画マスタープランにおきましては、土地利用の方針におきまして、歴史地域にあって西ノ京丘陵の自然を生かした緑豊かな住宅地の形成を図ると定められております。今回の市街化区域編入は、このように上位計画に整合したものでございます。

市街化区域へ編入する理由を説明させていただきます。現在、本地区は特定保留区域と

して位置づけられていますが、奈良県が県立奈良病院を北和地域の高度医療拠点病院として新たに本地区に移転整備することが確実となり、周辺地区も含め、計画的な市街地整備の実施が明らかになったため、市街化区域への編入を行うものでございます。

参考といたしまして、新県立奈良病院の基本設計の概要について説明させていただきます。ご覧のように、敷地中央やや北側に病院建物や駐車場などの病院施設を設置し、病院施設を取り囲むように緑地を配置することにより、病院敷地全体を、地域が持つ自然を生かしまして、緑の中でいやされる環境の整備を行う予定でございます。

病院へのアクセス道路といたしまして、第7号議案である石木城線を新たに都市計画決定して整備する予定ですが、病棟に近い部分は病院敷地を分断しない有効な土地利用を可能にし、良好な療養環境を確保するために、また騒音等にも配慮するトンネル構造としております。

病院建物の構造は鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造で、地下1階、地上7階建てでございます。

こちらがイメージ図でございます。スクリーンの下側が北の方向となります。右手に富雄川、富雄川の脇を通りますのが県道枚方大和郡山線でございます。そこから伸びる病院へのアクセス道路、石木城線でございます。先ほども説明させていただきましたが、病院敷地全体を登弥神社の社叢林や敷地内の森林の保全等によりまして、緑の中でいやされる環境の整備を行う予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、平成25年秋ごろに造成工事に着手いたしまして、平成28年度中に新病院を開院する予定と聞いております。

本地区の市街化区域編入にあわせまして、奈良市が決定する都市計画について紹介させていただきます。

まず初めに、用途地域についてでございます。黄色で囲まれた部分は新県立奈良病院の事業区域でありまして、第1種住居地域、建ぺい率60%、容積率300%とする予定でございます。だいたい色で囲まれました部分でございます。新県立奈良病院の事業区域の北側の部分は民有地でございます。第1種住居地域として周辺地域と同じ建ぺい率60%、容積率200%とする予定でございます。残りの緑の部分は第1種低層住居専用地域、建ぺい率40%、容積率60%、壁面後退1メートルとする予定でございます。

次に、高度地区でございます。青色部分でございますが、新県立奈良病院の事業区域で、25メートル高度地区とする予定でございます。黄色の部分、民有地でございますが、1

5メートルの高度地区とする予定でございます。病院の事業区域につきましては、先ほどの容積率も300%としていましたが、病院は、患者の負担軽減のため病院施設内の横の移動距離を短縮し、エレベーターなどの縦の移動手段を設けますために、一定の高さの建築物とする必要があります。また、そのことにより、敷地内の緑地確保も図られることから、25メートル高度地区としたものでございます。

最後に、地区計画について、現在検討中の案を説明させていただきます。市街化区域に編入する区域を3つの地区に分けまして、A地区は新県立奈良病院が立地する医療福祉地区とし、B地区は民間開発による中規模な生活利便施設や福祉施設等の立地を図るとともに、周辺の居住環境に配慮した市街地の形成を図る地区とします。C地区は地区内の池沼水辺と緑地の保全を図りつつ、民間開発により周辺の居住環境と調和した良好な低層戸建て住宅を主体といたしました市街地の形成を図る地区とする予定でございます。これらの方針に基づきまして、地区の特性に応じて用途の制限、壁面の位置の制限等を定めまして、計画的な市街地整備を図る予定でございます。

次に、これまでの都市計画上の手續について、全体の流れを説明させていただきます。

今年の7月15日に公聴会を開催いたしました。公聴会では2名の方からご意見をいただきました。今年の10月23日から2週間、公告案の縦覧を行いまして、意見書の提出はありませんでした。奈良市からは12月14日に「意見なし」との回答がございました。そして本日、12月20日、この奈良県都市計画審議会におきまして本議案をご審議いただいているところでございます。この後は国土交通大臣へ協議を行いまして、来年の2月ごろ、都市計画決定の告示を予定しております。

公聴会でのご意見とそれに対する県の考え方を説明させていただきます。

お手元の参考資料集2の2-6ページをご覧ください。公聴会では2名の方からご意見をいただきました。

参考資料集2の2-7ページをご覧ください。1名の方から、「課税金額はどうなるのか」、また、「どのような用途の建物を建てることができるのか」等のご意見をいただきました。この件につきましては、詳細を奈良市に尋ねていただくこととしております。

次、2-8ページをごらんください。もう1名の方からは、「病院の建設自体は賛成であるが、奥甚池の西側の丘陵地帯は生物の宝庫なので、生物多様性を守るために市街化調整区域として存置してほしい。」また、「市街化区域とするのであれば緑地公園を整備してほしい」とのご意見をいただいております。この件に対する本県の考え方につきましては、

後ほど説明させていただきます。

次に、2－9ページをご覧ください。ご覧いただいておりますのは国土交通省近畿地方整備局長から本県あての「事前協議のあった区域区分の変更については、異存はありません」との回答でございます。この回答の位置づけについて、前のスクリーンで説明させていただきます。

都市計画の手続の1つとして、国土交通大臣との協議があります。県は、区域区分に関する都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得なければなりません。協議を受けた国土交通大臣は、その協議に同意しようとするときは、あらかじめ環境大臣の意見を聴かなければならないこととされております。この法規定に基づく協議は都市計画審議会の議を経た後に行うものですので、現時点ではまだ協議を行っておりません。現在は、この国土交通大臣との協議を円滑に進めるため、協議の前段階として行う事前協議の段階でございます。事前協議の段階においても、国土交通省は環境省の意見を聞いた上で事前協議に対して回答することになります。

そこで、次の2－9－1ページをご覧ください。国土交通省と環境省との意見調整の要約でございます。事前協議の段階で国土交通省が環境省に意見を聞いたところ、ご覧いただいている左側のように、環境省から国土交通省に対しまして2点、意見がございました。

1点目は、新奈良病院建設予定区域内における残置森林の確保や植生の回復措置については、周辺の緑地や水辺環境との連続性を確保することにより、開発による自然環境への負荷の軽減と質の高い多様な環境の復元を図るものである。今回、市街化区域への編入予定区域のうち、A区域については奥甚池、新築池とも連担し、病院建設予定区域における自然環境保全措置の効果を発揮する上で重要な位置を占めていることから、保全を前提として市街化調整区域への残置を検討されたいというものでございます。

次に、2－9－1ページの下段をご覧ください。

環境省の意見の2点目は、新奈良病院建設予定地内の希少種の移植等を含む保全、自然環境の再生、残置森林の配置等の自然環境保全措置については、それぞれの種について十分な知見を有する複数の専門家等の意見を踏まえて実施するとともに、実施後のモニタリング調査も確実に行い、状況に応じた適切な対策を講じていただきたい。また、自然環境保全措置の内容及びモニタリング調査の結果について公表するなどにより、適切な検証が行われるよう努めていただきたいというものでございます。

同じページ、右欄上をご覧ください。

意見に対する国土交通省から環境省への回答について説明させていただきます。なお、国土交通省が環境省へ回答する際には、本県とも十分な調整を行っていただいております。また、この考え方に基づき、国土交通省から区域区分の変更については異存はないという判断をいただいているものです。

なお、公聴会の公述人のご意見も、「A区域の生物多様性を守るため、市街化調整区域として存知してほしい」とのご意見ですので、あわせて説明させていただきます。

(1)をご覧ください。新県立奈良病院の整備は、本県の最重要の課題の1つであり、整備に当たっては周辺市街地とのつながりを考慮し、A区域を含む周辺区域についても市街化区域編入を行い、民間開発により医療福祉系施設や周辺住宅地の生活利便施設等の立地を誘導し、病院の移転整備にあわせた複合的な機能が集積したまちづくりを進めるものです。

このことは、奈良県都市計画区域マスタープランの先ほど説明いたしました方針を具体化するものです。また、登弥神社の社叢林は市街化区域へ編入する区域から外し、新県立奈良病院建設事業について任意の環境影響評価を実施するなど、開発と環境保全のバランスに最大限配慮することを基本としております。

なお、区域設定の考え方等は、当然、国が定めた運用指針に整合しております。

次に、(2)ですが、病院建設予定区域において環境影響評価に基づき野生生物等に対する環境保全措置を行うこととし、最大限の残置森林と造成森林の計画により、登弥神社の社叢林との一体化を図ることとしています。

前のスクリーンをご覧ください。スクリーンの濃い緑の部分が残置森林区域、ピンク色の部分が造成森林区域、薄い緑の部分が造成緑地区域でございます。

参考資料2にお戻りください。

県として、環境を保全する観点から、新奈良病院建設に係る環境影響評価のアドバイザーをお願いしております近畿大学農学部の櫻谷教授に、A区域の市街化が病院建設予定区域における自然環境保全に及ぼす影響等についてご意見を伺っております。その中で、A区域において確認された2種の希少種の植物については、「それらのうち1種は栽培種の逸出による生育の可能性が高く、他の1種も移植等で保全措置が可能なものである」とのご意見をいただいております。仮にA区域において開発が行われることとなった場合には、開発と環境保全のバランスに最大限配慮するため、法令等を遵守するとともに、本県と奈良市が連携して事業者に対する指導に努めてまいります。法令遵守、本県と奈良市が連携

した指導につきましては、後ほど具体的に説明させていただきます。

近畿大学の櫻谷教授からは、A区域において開発が行われることとなった場合でも、「登弥神社の社叢林が保全され、新奈良病院建設予定区域ではまとまって森林も残置、再生される。特に池と森の両方を利用する鳥類やトンボ等については、それらの森林を距離的、面積的及び質的にも、A区域の代替として利用することが可能であると考えられる」とのご意見をいただいております。

(3)をご覧ください。今まで申し上げましたことから、A区域において開発が行われることとなった場合は、本県と奈良市が連携して法令等の遵守と事業者に対する指導に努め、開発による良好な市街地形成と環境保全のバランスをとることにより、A区域を含む今回の市街化区域編入予定区域全体の環境保全を図ることができると考えております。

さらに申し上げますと、本県といたしましては、櫻谷教授のご意見も踏まえまして、市街地に囲まれたA区域について、環境保全のみを目的として市街化調整区域に残置すれば、良好な市街地形成を軽視することになり、開発と環境保全のバランスを失うこととなると考えております。

次に、環境省からの意見の2点目でございます。病院建設予定地の自然環境保全措置について説明させていただきます。

前のスクリーンをご覧ください。

病院建設予定区域の森林・緑地計画(案)については、先ほども説明させていただきましたが、病院については、敷地全体を地域が持つ自然を生かして、緑の中でいやされる環境の整備を行う予定でございます。病院西側の登弥神社の神域の護持のために登弥神社の社叢林を取り囲む尾根を保全しまして、静かな療養環境の創出と里山景観の保全を図りたいと考えております。また、緑の中でいやされる環境の整備を行うため、病院を取り囲むように造成森林や造成緑地を整備する予定でございます。このことにより、周辺の樹林との連続性を確保して復元することで、動植物の生息環境の回復及び新たな生息環境の育成を図り、生息・生育環境に対する影響を可能な限り低減したいと考えております。

環境省から、病院整備に係る自然環境保全措置の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえることや実施後のモニタリング調査と適切な検証についてのご意見をいただいておりますので、本県といたしまして適切に実施してまいりたいと考えております。

前のスクリーンをご覧ください。先ほどの国土交通省から環境省への回答の中でも記述のありました、近畿大学の櫻谷教授のご意見についてご紹介いたします。

櫻谷教授は近畿大学農学部の教授で、里山生態学、保全生態学をご専門とされております。また、希少野生動物保護専門員、奈良県レッドデータブック策定委員、奈良県環境アドバイザーとしてご活躍されております。どのレベルでの自然を対象した環境保護を考えるのか、今回の件で言えば、矢田丘陵地を含めた広範囲での視点から環境保護を考えることが必要ではないかと考える。県は、矢田丘陵地を風致地区、近郊緑地保全区域、県立自然公園に指定し、優れた自然環境を従来から保全してきた。一方、今回、市街化区域に編入する区域は、その矢田丘陵から東方約1.5キロに位置し、広がった市街地に隣接した区域である。今回の病院事業による環境影響評価においても、オオタカの飛来は確認できるものの、高利用域ではなく、調査結果を見ても動植物の分布が原因で、この地域で病院が建設できなくなるということはない。

4つ目の黒丸については、先ほど引用しているものでございます。

1つ目の黒丸は先ほど引用しているものです。また、仮にA区域で十分な保全措置がなされなかった場合でも、病院事業による環境影響保全措置がなされるならば、従前の評価が大きく変わることはないと思う。今回のように県による大規模事業であれば任意の環境影響評価まで行い、環境保全が図られているが、小規模な民有地であっても環境関連法令の規定により、例えば1本の樹木でも貴重種であるもの、県で言えば特定希少野生動植物の指定がなされたようなものはきちっと守らなければならない。最近では環境省でも外来種、中でも特定外来生物、セアカゴケグモ、ウシガエル等の対策が必要とされており、的確な対応をされたい。造成後のナラ枯れ対策にも留意されたい。

最後に、A区域における法令等の遵守と事業者に対する指導について説明させていただきます。

法令遵守と事業者に対する指導は、本県と奈良市が連携して行います。まずは、法令遵守についてでございますが、森林法では地域森林計画対象の民有林における1ヘクタール超えの開発に対する一定割合の森林保全、都市計画法では1ヘクタール以上の開発行為における植物の生育の確保上必要な樹木の保存や表土の保存等の措置、3,000㎡以上の開発行為における3%以上の開発公園の確保が必要です。奈良市が定める予定の地区計画につきましては、その土地利用の方針に、「地区内に現存する樹林地及びため池については、その生態系、環境、景観等の保全の観点から、開発による影響が最小限となるよう、適切な土地利用を図る」旨を追加して定める方向で検討しております。

開発事業協議における指導として、開発事業者に対して、奈良県環境基本条例の関係で

は、事業者が環境への自主的な配慮を求めている環境配慮指針を周知し、取り組みの実施を求めます。奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の関係では、希少野生動植物の生育等の状況把握と保護に配慮する責務があることを周知し、取り組みの実施を求めます。奈良市環境基本条例の関係では、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務があることを周知し、取り組みの実施を求めます。その他には、奈良市景観計画の届け出の際に、良好な樹木等はできる限り保全し、活用することを指導してまいります。

説明が大変長くなりまして申しわけございませんでした。以上が6号議案、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更についてでございます。

続きまして、第7号議案、大和都市計画道路、石木城線の追加について説明させていただきます。

続きまして、7号議案は石木城線の新規都市計画決定についてでございます。

まずは位置関係でございます。赤く囲われました区域が新県立奈良病院の予定地でございます。そこにアクセスするために石木城線を計画しているものでございます。起点が枚方大和郡山線、終点が今までの大和中央道、ここが終点となります。また、アクセスに関連する道路といたしまして、柳町工区、城廻り線がございまして、現在、事業中でございます。

先ほどもごらんいただきましたけれども、新県立奈良病院及び石木城線のイメージ図でございまして、県道枚方大和郡山線に接続します、この道路が石木城線でございます。一部区間を地下構造としておりまして、病院への進入に関しましては、この交差点から進入する予定でございます。

この新県立奈良病院は平成28年の開院を予定しておりまして、北和地域の高度医療拠点病院でありまして、そのアクセス道路につきましては北和地域全体での円滑な緊急搬送や、災害時における代替性の確保を重視した計画が必要でございます。さらに、新県立奈良病院への通過交通を生活道路に流入させないためにも、広域的な幹線道路の利用を誘導することとしております。

新県立奈良病院へのアクセス道路といたしましては、現在、未整備の状況でございます。そのために、平成28年度の病院開院に合わせまして、石木城線の新規都市計画決定を行い、早急な整備に取り組むたいと考えております。そのことによりまして、新県立奈良病院へのアクセスが、現在、奈良市、生駒市方面からは県道枚方大和郡山線を南下するルート、生駒郡、北葛城郡方面からは大和中央道、県道枚方大和郡山線を北上するルート、奈

良市、大和郡山市からは城廻り線、県道枚方大和郡山線柳町工区を利用するルート、また近鉄西ノ京駅方面からはバス等の公共交通機関を利用しますルートが確保されます。

都市計画の概要でございますが、都市計画道路石木城線につきましては、奈良市石木町から大和郡山市城町までの延長約1,000メートルでございます。構造形式は地表式でございますが、先ほどの絵にもありましたように、一部地下区間を含んでございます。標準幅員10.5メートルの2車線、都市計画道路でございます。計画交通量は日5,900台と推計しております。

こちらは今回の新規決定をいたします都市計画区域を拡大したものでございます。富雄川のハモ池橋付近、ここの県道枚方大和郡山線から大和中央道までの計画となっております。新県立奈良病院の敷地を分断しない有効な土地利用や良好な医療環境を確保するためには、病院の敷地内につきましては一部の間、地下構造としております。

標準横断面でございますが、地上区間につきましては片側3メートルの2車線道路でございます。片側に自歩道3.5メートルを設けております。先ほどのトンネル区間でございますが、延長約270メートルございまして、片側3メートルの2車線道路でございます。トンネル区間につきましては、歩行者に対する環境もよくないということから、歩道は整備しないことといたしております。歩道は病院内敷地に遊歩道設置を計画しております。そちらを通過して来院していただくように考えてございます。

この道路の整備効果といたしましては、次の5点が上げられます。北和の高度医療拠点であります新県立奈良病院へのアクセスの確保が可能となります。質の高い医療の効率的な提供につながります。北和での円滑な緊急搬送の確保が可能となり、絶対に断らない救命救急システムの構築につながります。地下構造の部分を活用しまして、新県立奈良病院の駐車場や緑地ゾーンを確保することにより、病院敷地の有効な土地利用、良好な医療環境の確保につながります。代替性の確保によりまして、有事の際の病院運営が可能となります。地域内の通過交通を排除できることから、地域の安全確保等が図られます。

環境への影響について説明いたします。環境影響予測を実施しました結果、大気質、騒音、振動のすべてに環境基準を満足する結果が得られております。

まず、大気質についてでございますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、それぞれ予測値が環境基準を下回っております。

次に、騒音についてでございますが、昼間、夜間とも予測を行っておりますが、これもそれぞれ環境基準値を下回っております。

また、振動につきましても昼間、夜間で予測を行っております。どちらも環境基準を下回っております。

都市計画の手続きでございますが、今年の7月から10月にかけて地元説明会を行いました。10月23日から11月6日までの2週間、都市計画案の縦覧を行っております。この間に意見書をいただいております。意見書の内容につきましては、後ほど説明申し上げます。また、関係市であります奈良市及び大和郡山市へ意見照会を行っておりまして、ご意見をいただいております。

地元説明会の概要についてでございますが、計4回開催しておりまして、延べ約243名の方のご出席をいただいております。地元説明会の意見でございますけれども、18意見ございまして、その内訳はごらんのようになっております。

次に、意見書の概要についてでございますが、1通の意見書をいただいております。3つの意見ございまして、すべて道路の必要性に関するものでございます。これはいずれも賛成の立場からいただいております。

参考資料集2の2-18ページをごらんください。こちらはパブリックコメントの実施結果ございまして、中ほどにありますように、アクセス道路、これは石木城線でございますけれども、1件の意見をいただいております。

次に、2-24ページから2-32ページまでは、石木城線に関しまして行いました4回の説明会の概要をまとめております。

最後に、2-33ページ、いただきました意見書の要旨をまとめております。説明させてもらいます。

1番の、石木城線を整備しない場合、狭い市道を通ることになり、非常に不便で危険が伴う。整備されれば、新県立奈良病院まで安心・安心に通院できる。2番、石木城線を整備しなければ、交通事故等による道路通行規制があれば大幅な迂回が必要となるため、新県立病院への緊急患者の緊急搬送にはぜひとも必要不可欠な道路である。3番、新奈良病院建設前にぜひとも整備する必要があるという賛成の意見をいただいているところでございます。

次の2-35ページでございますけれども、奈良市から「意見なし」との回答をいただいております。

その次の2-36ページでございますけれども、大和郡山市からの意見でございます。本路線については、案のとおり決定し、道路交通機能、構造等、その他の整備内容について

て充実したものを望むとのご意見をいただいております。県といたしましては、本路線の道路交通機能、構造につきまして、これまでご説明してきましたとおり、新病院への円滑、安全にアクセスできる機能を持ち、道路構造令に適合し、計画交通量を適切に処理できる構造としておりますけれども、詳細の整備内容は事業実施の際に関係機関等との調整を行いまして、適切なものとしてまいりたいと考えております。

以上で6号議案、7号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。議案の中身、内容は以上のとおりでございます。

本件につきましてご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、特にご意見、ご質問がないようですので、質疑を終了し、お諮りをしたいと思います。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【斎藤会長】 それでは、ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては原案どおり承認されました。ありがとうございました。

最後に、第8号議案、大和都市計画道路の変更について、宇太大字陀線の変更についてご審議をお願いします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、8号議案、宇太大字陀線の変更について説明いたします。

場所は宇陀市大字陀でございます。周辺の状況といたしましては、名阪国道がございます。近鉄大阪線榛原駅がこの位置でございます。国道370号がございます。近鉄線に沿いまして国道165号がございます。次に、国道166号がこの位置でございます。

都市計画道路宇太大字陀線でございますけれども、旧大字陀町の中心部、国道370号と166号が交差する箇所位置しております。起終点ともに宇陀市大字陀拾生地内でございます。起点部には道の駅「宇陀路大字陀」がございます。観光の拠点となっております。国道166号の一部を構成いたします延長約440メートル、道路区分は第3種第3級、標準幅員12メートルの2車線の都市計画道路でございます。今回の都市計画変更は、440メートルのうち330メートル区間でございます。都市計画決定経緯でございますが、昭和27年に当初決定されました後、昭和40年に現在の区域に変更されてお

ります。

都市計画を変更する背景でございますけれども、平成17年に、赤い線で囲まれた区域がございます、これは宇陀市の松山伝統的建造物群保存地区に指定されております。この地区には江戸時代の建物がたくさん残されておりました、近年、観光客が多く訪れております。しかし、都市計画道路の都市計画決定後に伝統建造物群保存地区に指定されたために、都市計画道路区域に松山地区におけます伝統的建造物に特定された建造物が含まれております。場所は赤砂利交差点北東の角でございます、このまま都市計画事業が施行されました場合に、伝統的建造物が1件消失することとなります。

この建物が赤砂利交差点北東角の伝統的建造物に指定されているものでございまして、横断歩道がございます前の道路、本線が宇太太宇陀線でございます。

宇太太宇陀線の状況でございますけれども、国道370号拾生交差点から赤砂利交差点までの約110メートルの区間につきましては整備済みでございます。また、166号、笹峠から東側につきましては、既に南側に歩道が整備済みでございます。この青破線の部分が歩道未整備の区間となっております、小中学校の通学路となっております、歩行者の安全確保が課題となっております。

変更区間は松山通り線との交差点から終点までの延長約330メートルの区間でございます。変更の内容といたしましては、その区間の幅員を12メートルから10.25メートルに変更いたしたいと考えております。

松山地区の特定物件を避けまして、黄色の区域から赤色の区域に道路線形を若干南側に変更しております。幅員の変更に合わせまして、規模として付する番号の名称で3・5・570から3・6・570に変更いたします。

標準横断図でございますけれども、松山地区の特定物件を避けまして、かつ歩行者の需要を担いました幅員構成とするために、北側の2.5メートルの歩道をなくしまして、幅の広い1.25メートルの路肩を採用することにしておりまして、道路幅員を12メートルから10.25メートルに変更しております。

整備効果についてでございます。まず、歩行需要に見合った幅員構成に変更しまして、道路線形を変更することによりまして、重要伝統建造物群保存地区の特定物件への影響を避けることができます。

次に、宇太太宇陀線の変更区間の歩道が整備されますことによりまして、東側の整備済み区間と歩道が連続します。それで通学路の安全が向上いたします。

環境への影響について説明いたします。供用後の環境予測を実施しました結果、大気質、騒音、振動のいずれについても環境基準を満足する結果が得られております。

まず、大気質についてでございますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、それぞれ予測値が環境基準を下回っております。

次に、騒音についてでございますが、これも同様に、昼間、夜間とも予測を行っておりますが、それぞれ環境基準値を下回っております。

また、振動につきましても、昼間、夜間、予測を行っておりますが、これもどちらも環境基準を下回っております。

続きまして、都市計画の手続についてでございますけれども、今年の7月1日に地元説明会を行いました。9月7日から2週間、都市計画の案の縦覧をいたしましたが、意見書の提出はございませんでした。また、関係市であります宇陀市へ意見照会を行いました、市から「意見なし」との回答をいただいております。

地元説明会の概要についてでございますが、今年の7月1日に地元説明会を開催いたしまして、参加者は7名でございました。地元説明会での意見でございますけれども、8意見ございまして、その内訳といたしましては、道路のルート・計画に関するものが4件、都市計画の手続に関するものが1件、事業の進捗に関するものが1件、その他2件でございました。

なお、参考資料3にはその概要を添付しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

以上で第8号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【斎藤会長】 ありがとうございます。議案の内容は以上のおりでございます。本件についてご意見、ご質問等々ございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、特にご意見、ご質問がないようですので、質疑を終了し、お諮りいたします。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【斎藤会長】 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本議案につきましては原案どおり承認されました。

時間が長くなりましたが、最後に、その他として事務局から情報提供が1件ございます。

大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 建築課の梶岡です。

私からは、大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の数値の変更についてを前のスクリーンでご報告させていただきます。

奈良県では、市街化調整区域にごございます既存の集落の活性化を図るために、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を平成17年1月1日に施行いたしまして、この条例により区域指定されたところでありましては住宅等の立地を可能としたところでございます。

市街化調整区域は、一般的に容積率400%、建ぺい率70%等の数値が指定されておりますが、この条例による区域が指定されますと建築物等の立地が可能になることから、地域の住環境を維持するために、市街化区域の第1種住居地域と同様の容積率200%、建ぺい率60%といった数値に変更し、その後の奈良県都市計画審議会に報告するという事で、平成16年度の第133回奈良県都市計画審議会においてご了承いただいております。

なお、この区域の指定は地元の市町村の申し出に基づきまして県が奈良県開発審査会の意見を聞いて指定しているところでございます。

今回は広陵町と宇陀市のそれぞれ1地区におきまして区域の指定の変更を行いましたので、容積率、建ぺい率等をそれぞれ24年3月9日及び4月27日に変更しましたので、報告するものでございます。

初めに、広陵町の状況でございます。箸尾駅の南東1.5キロ程度離れたところがございます田中地区5.4ヘクタールの区域でございます。赤で囲まれたところが変更した部分でございます。赤い斜線の部分が区域指定で新たに編入したところでございます。この編入したところにあつては容積率200%、建ぺい率60%等に、それから、青のハッチングの部分につきましては区域から除外しておりまして、容積率400%、建ぺい率70%等に変更しております。

続きまして、宇陀市の状況です。赤で囲んだ部分ですけれども、近鉄榛原駅から北に約1.5キロ行ったところの赤瀬・玉立・長峯地区でございます。区域面積としては約16.1ヘクタールで、今回これを新たに指定したところでございます。中の抜けているところは保安林ということで、区域指定されておられません。

以上でございます。

【斎藤会長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等はご

ございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして議案の審議及び事務局からの説明を終了いたします。

委員の皆様には長時間ご審議に参加していただきまして、また議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

—— 了 ——